

# 海外特別研究員が受給可能な報酬等の変更について

令和3年4月1日より、海外特別研究員が受給可能な報酬等の内容が以下のとおり変更になります。

<令和3年3月31日まで>

- ① 採用時に我が国の大学等学術研究機関に所属する研究者が、所属研究機関から受ける給与
- ② 海外特別研究員としての研究活動を継続するために必要な補填を目的として派遣先機関等から支払われる資金
- ③ 企業等との共同研究等に伴って支払われる資金
- ④ 研究成果等を公表することに伴い生じる著作権料や執筆に伴う原稿料、講演等の際の講演料
- ⑤ 学術賞等の賞金
- ⑥ 医療保険加入のための保険料
- ⑦ 研究資金の受給
- ⑧ 派遣先機関や他の研究機関等から支給される、学会発表・研究打合せ等の際に提供される旅費等
  - ・交通費、宿泊費の実費は受給可。
  - ・学会への登録料や参加費は受給可。
  - ・日当（生活費相当）は受給不可。
  - ・宿泊費が日当に含まれる形で支給される場合は受給不可。



<令和3年4月1日から>

- ① 採用時に我が国の大学等学術研究機関に所属する研究者が、所属研究機関から受ける給与
- ② 海外特別研究員としての研究活動を継続するために必要な補填を目的として派遣先機関等から支払われる資金
- ③ 企業等との共同研究等に伴って支払われる資金
- ④ 学術賞等の賞金
- ⑤ 医療保険加入のための保険料
- ⑥ 研究資金の受給
- ⑦ 派遣先機関や他の研究機関等から支給される、学会発表・研究打合せ等の際に提供される旅費等
  - ・交通費、宿泊費の実費は受給可。
  - ・学会への登録料や参加費は受給可。
  - ・日当（生活費相当）は受給不可。
  - ・宿泊費が日当に含まれる形で支給される場合は受給不可。

## ⑧ 労働等による報酬の受給

※研究成果等を公表することに伴い生じる著作権料や執筆に伴う原稿料、講演等の際の講演料を含みます。

※報酬の受給には、以下の条件を満たす必要があります。詳細は別添の「日本学術振興会海外特別研究員遵守事項及び諸手続の手引の変更箇所」をご確認ください。

### 【受給条件】

1. 海外特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと
2. 常勤職及びそれに準ずる職ではないこと
3. 従事する前に受入研究者に「報酬受給報告書」の内容を報告し、受入研究者が上記1～2に該当すると認めていること